

2012年5月8日

## 関越道における高速ツアーバスの事故についての見解

全日本鉄道労働組合総連合会  
東日本旅客鉄道労働組合  
J R バス 関東・J R バス 東北

4月29日午前4時40分頃、群馬県藤岡市の関越道上り線、藤岡ジャンクション付近において、乗員乗客46名の高速ツアーバスが道路左側の防音壁に激突し、乗客7名が死亡、乗員乗客39名が重軽傷を負うという重大事故が発生しました。事故に遭遇し、亡くなられた方々のご冥福をお祈りするとともに、負傷された方々の一日も早いご回復を願い心よりお見舞い申し上げます。私たちは二度とこのような悲惨な事故が起きないように、労働組合として組織の総力をあげて安全確立に取り組むこととお誓いいたします。

貸切バスは2000年2月の改正道路運送法が施行され、新規参入が容易になったことから事業者数・車両数が大幅に増加しています。また格安運賃のツアーバス利用客も2010年には600万人を超え、安全面や法令遵守の対策が遅れるなかで乗客数は増加しています。今回の事故原因は運転手の居眠り運転が指摘され、さらには国土交通省自動車局の監査において数十件の道路運送法違反が確認されています。さらには運転者自らが無許可営業でバスを所有していた事実なども発覚しています。私たちは、現場の組合員や関係者とともに早急な原因究明をおこない、対策を打ち立てて行かなければなりません。

しかし、この事故は当該運転手やバス会社だけに責任を問えるものではありません。私たちは、改正道路運送法が施行され、規制緩和によって安全が脅かされると指摘してきました。過当競争は現場で働く労働者に必ずしわ寄せがくるものであり、安価な高速ツアーバスを請け負うバス会社と運転手への負担は計り知れないものがあります。行き過ぎた規制緩和による運賃価格競争が経営の悪化と労働条件の低下を招き、不安全な運行状況が蔓延すると警鐘を鳴らしてきました。事故の背後要因を解決しない限り、安全で安心なバス事業の確立は困難です。

4月3日に「バス事業のあり方検討会」の最終報告書が取りまとめられました。私たちも「高速ツアーバスも高速乗合バス並みの規制が必要」として、「一本化する制度改正」を求めてきましたが、高速ツアーバスの安全問題は、道路上の二重駐車・速度超過・過労運転や、運転手の労働条件低下にともなう事故や違反が数多く指摘されてきたように、「安全の担保」が最優先の課題です。しかし、最終報告書の中身はバス業界の安全と現場で働く労働者の労働条件向上が深度化されていません。私たちは労働組合として、現場第一線で働く全ての仲間たちとともに「安全なくして労働なし」という業界風土の確立を目指して、現状の抜本的見直しと「バス事業のあり方検討会」の再検討を訴えます。そして事故原因の究明と、再発防止策としてお客様と乗務員が安全で安心して働く労働環境の制度確立を求めてたたかう決意です。

J R 総連は、「お客様と乗務員の命を守る」ことを最大の価値基軸にした労働環境を目指して全力で取り組んでいくものです。

以上